

2025.7.1

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示について

2024 年診療報酬改定により、訪問看護ステーションふれあい田町は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、健康保険法第3条第 13 項の規定による電子資格確認(オンライン資格確認)により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療の提供を目指します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を令和 7 年 4 月より所定額に加算します。

※DX とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えることです。

(新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

【施設基準】

1 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年厚生省令第 5 号)第 1 条に規定する電子情報組織の使用による請求を行っていること。

2 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有していること。

3 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。

ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること

イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること

4 3 の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

2025 年 7 月 1 日
訪問看護ステーションふれあい田町

⚠️ご注意ください！

(令和7年4月時点)

令和6年12月2日から 従来の健康保険証は 発行されなくなりました

※ 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間有効です

とっても
カンタン！

訪問看護を利用する際は マイナンバーカード をご利用ください

1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

全ての項目に同意する 同意項目については、以下の項目をご確認ください。	限度額情報の提供 <input type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない
手術情報の提供 <input type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない	特定実効療養受療証情報の提供 <input type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない
薬剤情報の提供 <input type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない	
特定健診等情報の提供 <input type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない	
	全ての項目に同意する
	同意内容を確認する

2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

暗証番号

暗証番号を入力してください

●	●	●	●
1	2	3	
4	5	6	
7	8	9	
0			キャンセル



3 資格確認

マイナンバーカードを
読み取らせてください。



4 確認完了



カードをご利用ください

! マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）
ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は以下から選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

**マイナンバーカードを
健康保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
※ 看護師等が準備したモバイル端末等でも登録可能です。登録後、必ずログアウトしてください。
- ② 医療機関・薬局の受付
(顔認証付きカードリーダー)で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
 - 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある健康保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく**「資格確認書」**が交付され、引き続き、**医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。**
 - マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**のうえ、期限切れにご注意下さい。
- ※ 券面に記載がない場合の有効期限は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。

 マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** マイナンバー
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間 (年末年始を除く) 平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

